

**雇用保険法等の一部を改正する法律案
(労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の
徴収等に関する法律の一部改正関係) に対する附帯決議**

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抄)
(令和二年三月十八日 衆議院厚生労働委員会)

十三 労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抄)
(令和二年三月三十一日 参議院厚生労働委員会)

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。